

化学肥料低減計画書の取組メニュー実施に係る証拠書類について (詳細版)

千葉県農業再生協議会事務局

取組メニュー	取組例	強化の考え方	証拠書類の例 (どちらか一方で構いません)	
			取組実施者が用意する場合	農業者が用意する場合
ア 土壌診断による施肥設計	土壌診断の結果に基づいた施肥の見直し及び実施 <u>土壌診断の例</u> ・市販の簡易キットによる土壌分析 ・民間事業者を利用した土壌診断 ※施設養液栽培の場合 ・養液や廃液の成分分析 または定期的な pH、EC 分析 ※備考 ・土壌分析の項目は土壌診断に必要な内容とする (pH、EC は必須)。点数は問わない。	・分析点数の増加、分析項目の追加 ・見直し後の施肥設計に基づく施肥面積の拡大	<u>例①</u> ：土壌診断を行った機関において保管されている分析・診断に関する帳簿や電子データなど。 ※なお、土壌診断結果に基づいて個々の参加農業者が施肥設計を行う場合は、診断結果を踏まえてどのように対応したのか参加農業者が説明できれば、必ずしも農業者個々の書類の保管は要しない。 <u>例②</u> ：地域内の代表的な農地の土壌診断結果に基づいて J A 等が作成し、参加農業者が実行した栽培暦など。 ※なお、栽培暦に基づいて施肥したことを参加農業者が説明できれば、必ずしも農業者個々の書類の保管は要しない。	・土壌診断を実施したことが分かる書類 ・土壌診断を基に施肥設計したことが分かる書類 <u>例</u> ：土壌診断結果及び処方箋等 (メモ、写真でも可) 土壌診断の結果に基づいた施肥記録 (作業日誌等)
イ 生育診断による施肥設計	生育診断の結果に基づいた施肥の見直し及び実施 <u>生育診断の例</u> ・生育状況の計測 ・葉色板、葉緑素計等による計測	・調査点数の増加 ・見直し後の施肥設計に基づく施肥面積の拡大	<u>例①</u> ：生育診断を行った分析機関において保管されている診断結果に関する帳簿や電子データなど。 ※なお、生育診断結果に基づいて個々の参加農業者が施肥設計を行う場合は、診断結果を踏まえてどのように対応したのか参加農業者が説明できれば、必ずしも農業者個々の書類の保管は要しない。 <u>例②</u> ：地域内の代表的な農地の生育診断結果に基づいて J A 等が作成し、参加農業者が実行した作業マニュアルなど。 ※なお、作業マニュアルに基づいて施肥したことを参加農業者が説明できれば、必ずしも農業者個々の書類の保管は要しない。	・生育診断したことが分かる書類 ・生育診断を基に施肥設計したことが分かる書類 <u>例</u> ：生育診断結果 (メモ、写真でも可) 生育診断の結果に基づいた施肥記録 (作業日誌等)
ウ 地域の低投入型の施肥設計の導入	J A 部会や生産組織等が作成した従来より施用量を減らした基準による施肥	・更に施用量を削減した施肥基準への変更 ・取組面積の拡大	<u>例</u> ：J A 等が作成し、参加農業者が実行した低投入型の栽培暦など。 ※なお、栽培暦に基づいて施肥したことを参加農業者が説明できれば、必ずしも農業者個々の書類の保管は要しない。	施肥基準を導入していることが分かる書類 <u>例</u> ：作業日誌 (施用量を記載すること) 肥料の購入伝票等
エ 堆肥の利用	堆肥の施用 ※自家製の堆肥でも可能	・散布面積の増加 ・単位当たり施用量の増加	<u>例①</u> ：J A や肥料販売店等において保管されている堆肥の販売に関する帳簿や電子データなど。 <u>例②</u> ：堆肥の散布作業を受託している組織において保管されている散布作業に関する帳簿や電子データなど。	施用したことが分かる書類 <u>例</u> ：作業日誌 (施用量を記載すること) 堆肥の購入伝票等
オ 汚泥肥料の利用 (下水汚泥等)	汚泥を含む肥料の利用	・散布面積の増加 ・単位当たり施用量の増加	<u>例</u> ：J A や肥料販売店等において保管されている汚泥肥料の販売に関する帳簿や電子データなど。	施用したことが分かる書類 <u>例</u> ：作業日誌 (施用量を記載すること) 肥料の購入伝票等
カ 食品残さなど国内資源の利用 (エとオ以外)	・食品残さのすき込み (稲わら等を含む) ・食品残さを含む肥料の利用	・すき込み・散布面積の拡大 ・単位当たり施用量の増加	<u>例</u> ：J A や肥料販売店等において保管されている食品残さを原料とした肥料の販売に関する帳簿や電子データなど。	施用したことが分かる書類 <u>例</u> ：作業日誌 (施用量・すき込みの場合は作業日時を記載すること) 肥料の購入伝票等

取組メニュー	取組例	強化の考え方	証拠書類の例（どちらか一方で構いません）	
			取組実施者が用意する場合	農業者が用意する場合
キ 有機質肥料（指定混合肥料等を含む）の利用	魚粉類、動物かす粉末類、骨粉質類、植物油かす類等の動植物質原料を含む肥料の利用 ※有機質原料の含有量は問わない。	・ 散布面積の拡大 ・ 単位当たり施用量の増加 ・ 有機配合率を高めた肥料の施用	例：JAや肥料販売店等において保管されている有機質肥料の販売に関する帳簿や電子データなど。	施用したことが分かる書類 例：作業日誌（施用量を記載すること） 肥料の購入伝票等
ク 緑肥作物の利用	ヘアリーベッチ等緑肥作物の利用	・ 作付面積の拡大	例①：JAや肥料販売店等において保管されている緑肥作物の種子の販売に関する帳簿や電子データなど。 例②：緑肥作物の栽培やすき込み作業を受託している組織において保管されている作業請負に関する帳簿や電子データなど。	緑肥を利用したことが分かる書類 例：作業日誌、種子の購入伝票等
ケ 肥料施用量の少ない品種の利用	施用量を減らしても減収しない特性を持つ品種の栽培	・ 作付面積の拡大	例：JAや肥料販売店等において保管されている肥料施用量の少ない品種の種子・種苗の販売に関する帳簿や電子データなど。	品種を栽培したことが分かる書類 例：営農計画書、種子の購入伝票等
コ 低成分肥料（単肥配合を含む）の利用	本取組の前年まで使用していた肥料や地域の施肥基準と比較してりん酸及び加里成分が少ない肥料の利用（L型肥料や窒素単肥等）	・ 散布面積の拡大 ・ 単位当たり施用量の増加 ・ より低成分の肥料の施用	例：JAや肥料販売店等において保管されている前年と当年に販売した肥料銘柄がわかる帳簿や電子データなど。 ※当年の肥料銘柄で低成分肥料が多いことがわかるもの。	施用したことが分かる書類 例：作業日誌（施用量を記載すること） 肥料の購入伝票等
サ 可変施肥機の利用（ドローンの活用等も含む）	施肥量の調整ができる作業機や装置などの利用 ※ドローンによる施肥は、可変施肥装置を搭載している場合のみ対象	・ 取組面積の拡大	例：農業者が局所施肥作業を委託している場合は、可変施肥作業を受託している組織において保管されている作業請負に関する帳簿や電子データなど。	利用したことが分かる書類 例：・ 使用する機械を所有している場合 作業日誌、写真、資産台帳等 ・ 作業を委託している場合 作業委託申込書、請求書等
シ 局所施肥（側条施肥うね立て同時施肥、灌注施肥等）の利用	側条施肥、うね立て同時施肥、灌注施肥など局所に施肥する技術の導入や機械の利用	・ 取組面積の拡大	例：農業者が局所施肥作業を委託している場合は、受託している組織において保管されている作業請負に関する帳簿や電子データなど。	実施したことが分かる書類 例：・ 使用する機械を所有している場合 作業日誌、写真、資産台帳等 ・ 作業を委託している場合 作業委託申込書、請求書等
ス 育苗箱（ポット苗）施肥の利用	水稻の「苗箱まかせ」利用など育苗箱や、育苗ポットへの全量施肥技術の導入	・ 取組面積の拡大	例：JAや肥料販売店等において保管されている育苗箱施肥用の肥料の販売に関する帳簿や電子データなど。	実施したことが分かる書類 例：作業日誌、写真等
セ 化学肥料の使用量及びコスト節減の観点からの施肥量・肥料銘柄の見直し	既存流通銘柄よりコストを抑えた銘柄の導入 肥効調節型肥料：前年よりも施用量が少ないこと	・ 取組面積の拡大	例：JAや肥料販売店等において保管されている前年と当年に販売した肥料の量か肥料銘柄がわかる帳簿や電子データなど。 ※当年の量が少ないこと又は当年の肥料銘柄がコスト節減に資することがわかるもの。	見直したことが分かる書類 例：作業日誌、肥料の購入伝票等
ソ 地域特認技術の利用	千葉県該当なし			